

大和市認定保育施設事業実施規則をここに公布する。

令和5年8月15日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第40号

大和市認定保育施設事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定により定められた大和市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づき、保育を必要とする児童（子ども・子育て支援法第19条第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である児童をいう。以下同じ。）の福祉の向上を図るために、大和市認定保育施設事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設の認定手続)

第2条 大和市認定保育施設（以下「認定施設」という。）の認定を受けようとする者は、認定保育施設認定申請書に認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領（平成17年1月21日雇児第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」別紙）に基づき交付される認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書その他必要書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該施設が認可外保育施設指導監督基準（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」別添。別表において「指導監督基準」という。）を満たすことを市長が確認できる場合は、当該証明書の添付を要しない。

2 市長は、前項の規定による申請（以下「申請」という。）があったときは、当該施設が別表第1に掲げる項目ごとに同表に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合するか審査を行い、認定の適否を決定し、認定するときは認定保育施設決定通知書により、認定しないときは認定保育施設不承認通知書により、その旨を申請をした者に通知するものとする。

(事業内容等の変更)

第3条 前条第2項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号のいずれかの事項を変更するときは、認定保育施設変更届を市長に提出しなければならない。

(1) 施設の名称並びに設置者及び施設長の氏名

(2) 定員

(3) 開所時間

(4) 建物、保育室等保育施設の状況

(5) その他施設の運営上重要な事項

2 前項第1号に規定する設置者の変更については、正当な理由なく行うことができない。

(施設の廃止)

第4条 認定事業者は、認定施設の運営を廃止しようとするときは、入所している児童の処遇等の影響に配慮し、遅くとも廃止予定日の1年前までに認定保育施設事業廃止届を市長に提出しなければならない。

(調査、指導等)

第5条 市長は、施設の設備、職員配置、保育内容等が認定基準に適合しているかを確認する必要があると認めるときは、当該認定施設の調査をすることができる。

2 市長は、前項の調査により認定基準に適合していない事実が認められたとき、又は児童の処遇向上及び安全確保のため必要があると認めたときは、認定事業者に対し指導又は助言を行うものとする。

(認定施設の認定取消し)

第6条 市長は、前条第2項の指導又は助言を行ったにもかかわらず当該指導又は助言の内容に係る改善が見込まれないとき、施設の設備、職員配置、保育内容等に重大な過失があったとき、又は認定を継続することが不相当と認められる事実が生じたときは、当該認定施設の認定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、認定保育施設認定取消通知書により当該者に通知するものとする。

(様式)

第7条 この規則で使用する様式は、別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日の属する年度に限り、申請をした者が令和5年4月1日から引き続き認定基準に適合していたと認められる場合において、市長が認定をしたときは、当該認定の効力は、施

行日から生ずるものとする事ができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

項目	基準
基本的な考え方	事業計画によること。
地域の保育需要	事業計画における地域の保育需要に対応したものであること。
定員	6 人以上であること。
開所時間(通常開所時間及び時間外開所時間をいう。以下同じ。)	原則として、1 日につき 1 1 時間以上であること。
休業日	<p>(1) 原則として、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号)に規定する休日、1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 1 2 月 2 9 日から 1 2 月 3 1 日までとすること。</p> <p>(2) 前号に規定するもののほか、休業日を設ける場合は、事前に保護者に説明し理解を得るものとする。</p>
施設長	常勤であって、保育士(国家戦略特別区域法(平成 2 5 年法律第 1 0 7 号)第 1 2 条の 5 第 6 項の規定により神奈川県知事が行う国家戦略特別区域限定保育士試験に合格した国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)、看護師、准看護師若しくは保健師の資格を有する者又は市長が特に認めた者であること。
入所児童数	<p>(1) 入所児童数が、定員のおおむね 2 分の 1 以上を確保するように努めること。</p> <p>(2) 保育を必要とする児童である 1 歳児が入所児童数に対しおおむね 5 分の 2 以上を占めるよう努めること。</p>
職員配置等	(1) 保育者(施設長で直接児童の保育に従事することのできる者を含む。)の数が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 2 5 年神奈川県条例第 5 号。以下「県条例」という。)第 4 6

	<p>条第2項に規定する数を満たしていること。</p> <p>(2) 開所時間内は、常時2人以上の職員を配置すること。</p> <p>(3) 4歳未満児の保育のための保育者のうち、保育士、看護師、准看護師又は保健師のいずれかの資格を有する者が、入所児童に対して必要な人数の2分の1以上を占めていること。ただし、市長が特に認めた場合において、当該人数が3分の1を超えて2分の1に達するまでは幼稚園教諭の資格を有する者をこれらの有資格者として認めるものとする。この場合において、当該幼稚園教諭は、保育士資格の取得に努めること。</p> <p>(4) 保育者の資質及び専門性の向上のため、職員は研修会に参加すること。</p> <p>(5) 児童の人権に十分配慮すること。</p> <p>(6) 職員以外の者からの児童虐待等が見受けられるときは、専門的機関である児童相談所及び福祉事務所と連携する等の体制をとること。</p>
<p>保育料</p>	<p>(1) 保育料は、これを保護者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮し、その軽減に努め、適正な金額とすることとし、認定後の保育料は、特別の事情なく認定前の保育料を上回ることがないこと。</p> <p>(2) 教材費、行事費、遠足交通費その他の実費相当額を徴収する場合は、保護者の理解を十分に得た上で徴収すること。</p>
<p>施設の設備等</p>	<p>(1) 保育室は、通風及び採光の良いこと。</p> <p>(2) 保育室の面積は、児童1人当たり1.65平方メートル以上確保されていること。</p> <p>(3) 0歳児及び1歳児の保育室は、2歳以上児の保育室と区画されていること。</p> <p>(4) 調理室を設置するときは、乳幼児の年齢に相応した飲食物を衛生的に供することができる設備を有し、保育室と区画されていること。</p> <p>(5) 2歳以上児を保育する施設にあつては、当該児童の遊戯に適する広さの遊び場を敷地内に有し、又は付近にこれに代わるべき場所があ</p>

	<p>ること。</p> <p>(6) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室と区画されていること。</p> <p>(7) 施設固有の連絡先を有するとともに、電子データの送受信による連絡が可能であること。</p>
非常災害に対する措置	<p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、当該計画に基づき定期的な訓練を月に1回以上実施すること。</p>
保育室を2階以上に設ける場合	保育室を2階以上に設ける場合は、県条例第44条第8号に規定する保育室を2階以上に設ける場合の要件を遵守すること。
健康管理及び安全確保	<p>(1) 児童の保健衛生などの健康面や事故防止のための安全面に配慮した保育を実施すること。</p> <p>(2) 施設賠償責任保険及び傷害保険に加入すること。ただし、保険内容については、次に掲げる条件を満たすよう努めること。</p> <p>ア 施設賠償責任保険については、次の条件</p> <p>(ア) 1事故につき150,000,000円</p> <p>(イ) 1人につき150,000,000円</p> <p>(ウ) 免責額30,000円</p> <p>イ 傷害保険については、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める条件</p> <p>(ア) 死亡後遺障害 21,000,000円</p> <p>(イ) 入院 1人当たり1日につき2,000円</p> <p>(ウ) 通院 1人当たり1日につき1,000円</p> <p>(3) 防犯に対する危機管理を年間計画に組んで、定期的に訓練を実施すること。</p>
保育内容	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針及び指導監督基準の

	保育内容に沿った保育を実施すること。
給食	指導監督基準に規定する給食並びに健康管理及び安全確保の内容を遵守すること。
施設運営等	<p>(1) 健全で安定した事業運営により施設を開設した後1年以上が経過していること。ただし、施設の開設に際して、市と事前に協議を行い、施設運営、保育内容等の適正な保育環境が確保できると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>(2) 事業の継続が見込めること。</p> <p>(3) 申請を行う時点で、直近の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項の規定による立入調査（次号において「立入調査」という。）において、指摘事項がなく良好であること。</p> <p>(4) 認定後の立入調査において、指摘事項があった場合は、1月以内に改善について文書を提出し、施設等の改善を行うこと。</p> <p>(5) 延長保育（時間外開所時間における保育をいう。）、3歳未満児保育、休日保育、障がい児保育、緊急又は一時的な保育等多様な保育需要に対し、そのいずれかの保育サービスの実施に努めること。</p> <p>(6) 県条例第49条の規定に基づき、保護者と密接な連絡を取り、保育内容等につき、理解及び協力を得るよう努めること。</p> <p>(7) 地域住民、利用者等からの苦情に対し必要な対応を行っていること。</p>
遵守事項	上記に定めるもののほか、児童福祉法、県条例その他の児童福祉に関する法令を遵守して運営すること。

備考 この表において「0歳児」とは、当該年度の初日の前日（以下「基準日」という。）に1歳に達していない児童をいい、「1歳児」とは、基準日に1歳に達し、2歳に達していない児童をいい、「2歳以上児」とは、基準日に2歳に達している児童をいい、「3歳未満児」とは、基準日に3歳に達していない児童をいい、「4歳未満児」とは、基準日に4歳に達していない児童をいう。この場合において、年度中に異なる年齢区分の年齢に達した児童であっても、当該児童が基準日に達していた年齢による年齢区分を当該年度の年齢区分とする。

別表第2（第7条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	認定保育施設認定申請書	第2条
第2号様式	認定保育施設決定通知書	第2条
第3号様式	認定保育施設不承認通知書	第2条
第4号様式	認定保育施設変更届	第3条
第5号様式	認定保育施設事業廃止届	第4条
第6号様式	認定保育施設認定取消通知書	第6条